

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六·五·四第 卷十六第

敗因管見

柴田敬

乘數分析と加速度原則

木下和夫

行發月六年十二和昭

經濟論叢

第六十卷 第二・三號

(通卷第百五拾卷號)

昭和二十年三月發行

大東亞戰爭下の國家財政

沙見三郎

第一 過去八年間の戰時財政

昭和十二年度に支那事變が勃發してから我が國家財政は急速度で膨脹し昭和十六年度に大東亞戰爭に進展するに伴ひ益々その速度を強めてゐる。同時に國家財政の内容が戰爭中心に移行してゐることは云ふまでもない。問題を一會計に限り昭和十二年度より昭和二十年度までの歳出總額を調査して次の表を得たのである。尙ほ昭和十八年度までは決算の數字をとり昭和十九年度と昭和二十年度とは豫算の數字によることとした。

第一表 一般會計歳出の變遷

年度	歳出總額		指數
	千圓	百圓	
昭和十二年度	二、七〇九、一五七、四六七	一〇〇%	
昭和十三年度	三、二八八、〇二九、〇四一	一二一	
昭和十四年度	四、四九三、八三三、四一九	一六六	
昭和十五年度	五、八六〇、二二三、三五五	二一六	
昭和十六年度	八、一三三、八九一、二五六	三〇〇	
昭和十七年度	八、二七六、四七五、八七七	三〇五	
昭和十八年度	一二、五五一、八一三、一七一	四六三	
昭和十九年度	二一、八三八、二二四、三二六	八〇六	
昭和二十年度	二八、九五一、〇二七、〇六五	一〇六八	

昭和十二年度の歳出總額二十七億圓(二〇〇)が、昭和十六年度には三倍して八十一億圓(三〇〇)に上り、昭和十九年度には八倍して二百十八億圓(八〇六)となり、更に昭和二十年年度には十倍の二百八十九億圓(二〇六八)に上つてゐる。併しこれは一般會計の歳出を示すに止まり臨時軍事費特別會計を始め各種の特別會計の歳出を併せ考へると歳出總額は著しく増加するのである。試みに豫算數字により、「一般會計豫算」と「臨時軍事費特別會計豫算」と「一般會計豫算と臨時軍事費特別會計豫算との純計」とを示すと、第二表を得るのである。但し第一表の歳出總額は昭和十九、二十の兩年度を除き總て決算數字であるから第二表の一般會計歳出豫算の數字と一致しないのは止むを得ない所である。

第二表 一般會計及特別會計の歳出豫算の總額

年度	算 (百萬元)		算 (百萬元)		算 (百萬元)		算 (百萬元)	
	(イ) 一般會計豫算	(ロ) 臨時軍事費特別會計豫算	(ニ) 一般會計豫算と臨時軍事費特別會計豫算との純計	(ホ) 一般會計豫算と特別會計豫算との純計	(ヘ) 一般會計豫算と臨時軍事費特別會計豫算との純計	(ニ) 一般會計豫算と特別會計豫算との純計	(ヘ) 一般會計豫算と臨時軍事費特別會計豫算との純計	
昭和十二年度	三、四六八	三、〇〇〇	六、四六八	六、四六八	六、四六八	六、四六八	六、四六八	
昭和十三年度	三、五〇〇	三、〇〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	
昭和十四年度	四、八八二	四、〇〇〇	八、八八二	八、八八二	八、八八二	八、八八二	八、八八二	
昭和十五年度	六、一七九	五、五〇〇	一一、六七九	一一、六七九	一一、六七九	一一、六七九	一一、六七九	
昭和十六年度	八、五七七	一、二〇〇	九、七七七	九、七七七	九、七七七	九、七七七	九、七七七	
昭和十七年度	九、三三七	一、〇〇〇	一〇、三三七	一〇、三三七	一〇、三三七	一〇、三三七	一〇、三三七	
昭和十八年度	一四、四九九	三、〇〇〇	一七、四九九	一七、四九九	一七、四九九	一七、四九九	一七、四九九	
昭和十九年度	三三、〇〇〇	五、〇〇〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	
昭和二十年年度	二八、四六一	一〇、〇〇〇	三八、四六一	三八、四六一	三八、四六一	三八、四六一	三八、四六一	

第一表では單に(イ)の數字の一般會計歳出だけを示したのであつたが、廣く國家財政の歳出と云ふことと第二表に掲げた如く(イ)の數字の外に、臨時軍事費特別會計の(ロ)の數字、(イ)と(ロ)を考慮した(ニ)の數字、(イ)と(ロ)の外に他の特別會計を考慮した(ホ)の數字を擧げることが出来る。研究の目的により用ゐる數字を異にするのであつて、歳出の膨脹を論ずるに當つても慎重なる吟味を加へる必要がある。

他の特別會計は暫く之を措き、(二)の數字即ち臨時軍事費特別會計豫算と一般會計豫算との純計を見ただけでも、昭和十二年度の五十五億圓より昭和十六年度の百九十二億圓となり、昭和十九年度の七百七十五億圓、昭和二十年度の千三十八億圓に上つてゐる。勿論、(ロ)の臨時軍事費特別會計の中には國外財源に屬する(ハ)の借入金を含んでゐるから、國內財源關係のみを考慮するときには(ロ)の數字より(ハ)の數字を控除せねばならぬ。

「一般會計豫算と臨時軍事費特別會計豫算との純計」に對する軍事費の占める割合即ち(ヘ)の數字は昭和十二年度の六二・三%より昭和十六年度の七六・五%となり、昭和十九、二十年度にはそれぞれ八一・二%、八一・九%に上つてゐる。戰時財政の色彩が年を逐ひ濃厚になつてゐるのを知るのである。

昭和十二年度より昭和十九年度に至る過去八年間の我國の財政を見るに昭和十九年度に飛躍的に増し更に昭和二十年度には戰時財政の特色が一層に鮮明に現はれてゐる、併し昭和二十年度の財政の遂行に當つては種々の事件の突發が豫想せられるのであつて、現實の財政は必ずしも豫算に示された軌道を踏むとは限らない。一例をあげれば歳入面に戰時災害國稅減免法による租稅の減免が行はれ更に戰時緊急措置法に基く稅制の適正化による影響を考ふべく、又歳出面に戰時災害關係の經費の支出が加はつてゐる。故に大東亞戰爭下の我國財政の最近の特質を知るためには昭和二十年豫算よりも寧ろ昭和十九年度豫算を研究する方が適切である。こゝに昭和十九年度

財政をめぐる、其の歳出面と歳入面につき検討を試みる。

第二 昭和十九年度の歳出

昭和十九年度豫算は第八十四回帝國議會と第八十五回帝國議會と第八十六回帝國議會との三議會にわたり協賛せられてゐる。豫算成立の順序を追ひ總豫算と特別豫算とにつき本豫算と追加豫算との關係を示すと次の如くである。尙ほ臨時軍事費特別會計豫算には昭和十九年度に正確に該當するものがないから、第八十四回帝國議會と第八十五回帝國議會とに協賛せられたものを便宜上昭和十九年度分として計上したのである。

公布年月日

	本豫算	昭和十九年二月十五日
一 一般會計	追加豫算第一號	昭和十九年二月十五日
	追加豫算第二號	昭和十九年二月十五日
	本豫算	昭和十九年二月十五日
特別會計	追加豫算第一號	昭和十九年二月十五日
	追加豫算第二號	昭和十九年二月十五日
	臨時軍事費特別會計(豫算追加臨第一號)	昭和十九年九月十五日
	臨時軍事費特別會計(豫算追加臨第二號)	昭和十九年九月十五日
	臨時軍事費特別會計(豫算追加臨第一號)	昭和十九年九月十五日
一 一般會計	追加豫算第一號	昭和十九年九月十五日
	追加豫算第二號	昭和十九年九月十五日
一 一般會計	追加豫算第一號	昭和二十年二月十五日
	追加豫算第二號	昭和二十年三月二十七日
特別會計	追加豫算第一號	昭和二十年二月十五日

第八十六回帝國議會(通常議會)の協賛をへたるもの

第八十五回帝國議會(臨時議會)の協賛をへたるもの

第八十四回帝國議會(通常議會)の協賛をへたるもの

昭和十九年度の歳出總豫算は、本豫算が百五十四億千五百餘萬圓であつて第八十四回帝國議會で協賛せられ、追加豫算が第八十四回、第八十五回、第八十六回の帝國議會で協賛せられ、全部合計すると二百十八億三千八百餘萬圓に上つてゐる。未會有の大豫算と稱せられた昭和十八年度の百四十四億五千九百餘萬圓豫算に比し七十三億七千九百餘萬圓を増し割合から云つて五割増となつてゐる。

先づ豫算の形式を見るに、本豫算に比し追加豫算が多額を占めてゐることを注意せねばならぬ。即ち本豫算百五十四億千五百餘萬圓に對し追加豫算が六十四億二千二百餘萬圓に上つてゐる。従つて昭和十九年度歳出豫算二百十八億三千八百餘萬圓の中で本豫算が七割二分追加豫算が二割九分を占めてゐる。昭和十九年度豫算を本豫算と追加豫算とに分類すると第三表を得るのである。尙ほ臨時軍事費特別會計の追加豫算は第八十四回帝國議會に三百八十億圓、第八十五回帝國議會に二百五十億圓、合計六百三十億圓に上つてゐる。

第三表 昭和十九年度豫算の内訳

本豫算		追加豫算		計	
(八十四議會)		(八十五議會)		(八十六議會)	
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時
八五三,三三〇,八三三	六八三,六八七,四四五	七,七三三,一五五	一,八七九,三六〇	五七,三三三,〇五五	六,八六二,〇二二
一五,四三三,六九七,五七七	七,六二七,九四七,二八	六五,四四四,〇三〇	六,五八二,二三五	九,六七七,六八五,一一	三,三三四,三二八,四八
七,六二七,九四七,二八	七,六二七,九四七,二八	四〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一,二五八,九九〇,五	八,一三三,〇四四,五五
七,九七九,九四八,八元	七,九七九,九四八,八元	四,三三三,〇〇〇	四,三三三,〇〇〇	三,六三三,六九七,九	三,六三三,六九七,九
一五,四四五,六九八,五七七	一五,四四五,六九八,五七七	六五,四四四,〇三〇	六五,四四四,〇三〇	三,八八二,三三四,三三	三,八八二,三三四,三三
三六,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三六,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三六,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三六,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇

大東亞戰爭下の國家財政

次に注目すべきは自由費に對して義務費の増加したることである。戦時下であるから臨時軍事費特別會計の全額六百三十億圓が義務費に近い性質を帯びてゐることは云ふまでもない。問題を一般會計に限つても義務費に屬するものとして地方分與稅分與金特別會計への繰入金(九億百六十三萬圓)、年金及び恩給(五億六千八百二十一萬圓)、國民學校教員俸給分擔金(二億千五百九十三萬圓)、軍事扶助費(一億四千五百九十三萬圓)などがあるが、義務費の中で特に金額の大なのは臨時軍事費特別會計への繰入金(七十二億五百六十四萬圓)と國債費(三十三億六千四百二十二萬圓)と國庫豫備金(二十一億四千萬圓)とである。國庫豫備金が昭和十八年度の十五億八千萬圓より昭和十九年度の二十一億四千萬圓に増したのには著しい變化である。決戦財政に於ては豫算編成の際は豫期し得なかつた事件が次ぎから次ぎへと起り勝ちであるから、豫備費(國庫豫備金)をもつて不時の歳出負擔にそなへ所謂「豫算の機動性」を與へる必要がある。こう考へて見ると七百七十五億圓の豫算純計と云つても經費の殆んど全部を義務費が占め、議會が自由に議定出来る經費は僅かに七十億圓見當即ち全體の一割弱に止まるのである。

第三は第二と少し立場がかはるが、移轉的經費が相當に多額に上つてゐることを挙げねばならぬ。移轉的經費の代表的のものとして國債費、年金及恩給、補助費が約九十億圓の巨額に上つてゐる。移轉的經費は消盡的經費と性質を異にし物資勞力の直接の裏付けを必要とせず其の國民經濟に及ぼす影響を異にしてゐる。

歳出豫算を所管各省別に示し第四表を作製したのである。皇室費、陸軍省費、海軍省費は經常部歳出のみがあつて臨時部歳出が計上せられてゐないが、他の各省の經費は經常部と臨時部との兩方にまたがつてゐる。次の如くである。

所管別	經常部	臨時部	合計
皇室費	4,000,000	0	4,000,000
外務省	1,114,400	3,756,500	4,870,900
内務省	1,000,000	1,212,000	2,212,000
大藏省	5,233,919	7,768,870	13,002,789
陸軍省	677,844	0	677,844
海軍省	1,151,244	0	1,151,244
司法省	6,444,974	1,646,768	8,091,742
文部省	3,311,000	1,327,316	4,638,316
厚生省	6,637,033	3,849,594	10,486,627
大東亞省	6,497,000	4,116,000	10,613,000
農商省	2,546,400	2,217,600	4,764,000
軍需省	10,333,333	1,487,666	11,821,000
運輸通信省	6,977,344	2,957,167	9,934,511
計	87,379,000	3,655,950	91,034,950

かくて總豫算を大小の順に各省別に配列すると大藏省(百三十三億八千六百四十四萬圓)、農商省(二十二億二千七百七十七萬圓)、軍需省(十九億四千三百七十五萬圓)、内務省(十八億三千四百四十四萬圓)を筆頭にして金額の最も少いのは大東亞省(十億五千六百四十四萬圓)と陸軍省(六十七萬圓)とである。大藏省所管の經費の用途の最も大なるは臨時軍事費特別會計への繰入金七十二億五百六十四萬圓と國債費三十三億六千四百二十二萬圓である。陸軍省、海軍省の經費の少いのは、經費の殆んど全部が臨時軍事費特別會計より支出せられ一般會計とは殆んど關係がないからである。従つて一般會計の各省別經費によつては日本財政の一小部分を傳へるに止まる。こゝに特別會計特に臨時軍事費特別會計

計を研究する必要が生ずるのである。

昭和十八年度に於ては一般會計が一にして特別會計が四十七に上り、それに年度の區分なき臨時軍事費特別會計と特殊財産資金特別會計とを加へると合計五十の會計が存在してゐた。しかるに昭和十九年度に於ては一の一般會計の外に三十九の特別會計があり、それに臨時軍事費特別會計と特殊財産資金特別會計との二つが加はり合計すると四十二の會計が存在する譯である。一般會計と三十九の特別會計との歳出豫算の總額を通計すれば非常の巨額に上るが、其の中より重複する額と國債借換償還額とを除いて豫算の純計を求むべく、更に之に臨時軍事費、特殊財産資金の兩會計に於ける新規計上額を其の年度の豫算額として加算し假純計を求めることが出来る。

次に一般會計と臨時軍事費特別會計との純計を見る。先づ一般會計について見るに昭和十八年度に於て百四十四億五千九百九十一萬圓であつたのが昭和十九年度には二百十八億三千八百二十二萬圓に増してゐる。臨時軍事費特別會計は二百七十億圓より六百三十億圓に増してゐる。一般會計と臨時軍事費特別會計との純計は、昭和十八年度の三百七十一億三千九百萬圓より昭和十九年度の七百七十五億二百萬圓に増してゐる。國民の財政負擔を研究するには、一般會計特別會計通じての純計よりも寧ろ一般會計と臨時軍事費特別會計との純計の數字の方が重要である。尙ほ臨時軍事費特別會計の國外財源として借入金があるが、之を控除すると國內關係の純計は昭和十八年度に三百三十八億圓であり昭和十九年度に五百二十三億圓である。

政府の歳出義務負擔は豫算に依るを本則とするのであるが、「豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件」に依る歳出義務負擔の例外的方法も併用せられ、豫算と共に議會の協賛を得るのを例としてゐる。昭和十九年度の我國の財政に於ても豫算の外に豫算外契約を併せ考究せねばならない。

第三 昭和十九年度の歳入

昭和十九年度豫算の主要財源は公債収入と租税収入とであるが、戦時財政の常として公債財源の割合が目立つて大なる部分を占めてゐる。租税収入百二十七億圓に對し公債収入三百三十七億圓であるから租税収入對公債収入は一〇〇對二六五と云ふ割合を示してゐる。

昭和十九年度公債發行豫定額は、交付公債を除外して、三百三十七億八千五百萬圓に上る。一般會計としては六十億八千九百萬圓（震災善後公債、道路公債、歳入補填公債）を發行し、朝鮮總督府、臺灣總督府、政府出資、通信事業、帝國鐵道の各特別會計に於て十六億八千八百萬圓の發行を豫定し、兩者を合計すると七十七億七千八百萬圓となる。最も多額を占めるのは臨時軍事費特別會計の財源となる公債であつて二百六十億七百萬圓に上る。

昭和十八年度の公債發行豫定額は二百十八億七千九百萬圓であつたから、昭和十九年度の發行豫定額は前年度より百十九億圓以上増す譯である。大東亞戰爭下の公債發行方法は日本銀行引受を中心としてゐるから、貯蓄奨励による公債の間接消化をはかることが重要である。

昭和十九年度の租税収入豫算は百二十七億圓である。支那事變勃發以來、毎年例外なく増税を行つてゐるが、昭和十九年度の増税は劃期的のものであつた。初年度二十二億八千餘萬圓、平年度二十五億七千餘萬圓の増税である。これに煙草値上げによる增收を加へると平年度三十億圓近くの増徴となる。此等の増税中で煙草の値上げが先づ行はれ、次に物品税、遊興飲食税、入場税、特別行爲税の四税は新年度をまたず昭和十九年二月十六日より増徴せられた。所得税、法人税、特別法人税、營業税、臨時利得税、配當利子特別税、地租、家屋税、相續税、通行税、登録税、酒税、清凉飲料税、砂糖消費税、織物消費税、廣告税、骨牌税、印紙税の十八税の増徴は四月

一日をまつて施行せられることとなつた。尙ほこれと同時に臨時租稅措置法、所得稅法人稅内外地關涉法、國庫出納金端數計算法、納稅施設法、國民貯蓄組合法、間接國稅犯則者處分法、明治四十年法律第二十一號、地方分與稅法の改正が行はれたのである。

昭和十九年度の國稅收入は百二十七億千八百萬圓であつて、直接稅七十三億八千二百萬圓、間接稅四十八億九百萬圓、その他五億二千六百萬圓に分類せられてゐる。此の分類に従ひ國稅收入總額に對し各稅が占める割合を見ると、直接稅五八%、間接稅三八%、その他四%である。直接稅、間接稅、その他は次の如く區分せられてゐる。

直接稅（所得稅、法人稅、特別法人稅、臨時利得稅、配當利子特別稅、相續稅、贖區稅、地租、家屋稅、營業稅）

間接稅（酒稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、織物消費稅、物品稅、遊興飲食稅、特別行爲稅、關稅、專賣局益金、燃料局益金）

その他（建築稅、取引所取引稅、有價證券移轉稅、通行稅、入場稅、電氣瓦斯稅、廣告稅、馬券稅、噸稅、印紙收入）

此の分類は財政學者の收得稅、流通稅、消費稅の分類と大體に於て吻合してゐる。即ち直接稅が收得稅に當ることについては問題がない、そして間接稅は大體に於て消費稅に當り、更にその他は大體に於て流通稅となるのである。但し、その他に加へられてゐる入場稅は寧ろ消費稅に屬し、間接稅に加へられてゐる物品稅、特別行爲稅は流通稅に屬すべきものである。

昭和十九年度の國稅を收入金額の大小の順序に應じ配列すると第五表を得るのである。

第五表 昭和十九年度の主要國稅收入額

第一 所得稅	三、〇二、八六一	第十 通行稅	二、四一、九四〇	第十九 取引所稅	二、四、四四〇
第二 臨時利得稅	二、〇四九、三〇〇	第十一 砂糖消費稅	一、三三、二六五	第二十 電氣瓦斯稅	一、三、三〇〇
第三 特別會計益金受入	一、五、四八四	第十二 入場稅	一、三三、三〇〇	第二十一 廣告稅	一、二、六四〇
第四 法人稅	一、五、四八四	第十三 相續稅	一、〇四、八四四	第二十二 關稅	一、〇、〇〇〇
第五 酒稅	一、〇、六、一五五	第十四 特別行爲稅	五、〇、〇七七	第二十三 配當利子特別稅	八、一、四〇〇
第六 物品稅	一、〇〇、〇三三	第十五 家屋稅	四、八、八六八	第二十四 鐵區稅	七、四、六〇〇
第七 遊興飲食稅	七、八、一、二七	第十六 地租	元、六、六四〇	第二十五 有價證券移轉稅	六、七、七〇〇
第八 雜物消費稅	一、四、〇、三三三	第十七 清涼飲料稅	二、七、八、六〇〇	第二十六 建築稅	四、七、七六〇
第九 營業稅	一、四、〇、六六一	第十八 特別法人稅	三、三、四、六八	第二十七 馬券稅	八、〇〇〇

我が國稅の中で最も重要な地位を占めてゐるのは所得稅であつて三十八億圓の收入をあげてゐる。しかし所得稅は分類所得稅と綜合所得稅とよりなる個人所得稅であつて、實質的に見て法人所得稅に屬すべき法人稅、特別法人稅を之に加へると所得稅收入は四十九億七千九百萬圓に達する。更に臨時利得稅、配當利子特別稅をも加算すると實に七十億圓を超え所得稅系統の租稅收入が國稅收入總額の五割五分を占めるのである。所得稅系統の租稅に次いで重要なものは特別會計益金受入(煙草專賣が中心)十五億圓、酒稅十億圓、物品稅十億圓、遊興飲食稅七億圓、合計四十四億圓であつて國稅收入額の三割五分に當る。所得稅系統の租稅と煙草・酒・物品・遊興飲食に關する租稅とを合すると、國稅收入總額の九割に達するのである。

第四 昭和二十年度の財政

以上、支那事變勃發以來の過去八年間の戦時財政を概括し、特に昭和十九年度豫算を中心として大東亞戦争下の我が國家財政の性格を明確にせんとしたのであつた。昭和二十年度豫算は昭和十九年度豫算と之を比較し、一般會計に於て七十一億圓増の二百八十九億圓である。次に一般會計と臨時軍事費特別會計との純計に於て二百六十三億圓増の千三十八億圓となり、その中から國外借入金差引くと百八十億圓増の七百十億圓に上る。こゝに注目すべきは臨時軍事費特別會計の追加豫算であつて、支那事變が勃發してから第八十五回帝國議會までに成立した臨時軍事費特別會計豫算の累計が千三百七十一億圓であつたのが、今度は八百五十億圓が加はつたため一躍して二千二百二十億圓の累計となつた。即ち臨時軍事費は過去八年間に支出した経費の約六割二分に當る金額を昭和二十年度一年間に支出すると云ふ立前になつてゐる。時局の重大化を知るべきである。これは第八十六回帝國議會で協賛せられたものだけであつて、一般會計豫算と特別會計豫算との兩者を通じ追加豫算が提出せらるべく、歳出方面は相當の膨脹を見ることと考へられる。

歳入面に目を轉ずる。昭和二十年度の公債發行豫定額は前年度に比し百二十二億圓増の四百六十億圓である。租稅收入は前年度より三十三億圓増の百六十億圓である。租稅收入對公債收入の割合は一〇〇對三七七となり、公債收入の占める割合が前年度より遙かに大となつてゐる。

昭和二十年度の豫算の實行に當り注目すべきは情勢の緊迫化が財政に及ぼし且つ物價に與ふる影響であり、同時に物價の騰貴が財政に及ぼす影響である。所得稅系統の租稅と煙草・酒・物品・遊興飲食の租稅とを中心とする我が租稅制度は情勢の緊迫化に伴ひ豫定の收入をあげないのである。直接稅方面には戦時災害減免法が行はれ、間接稅方面には燃料國策と災害關係があり、いづれも自然減收の生ずるのを免れないのである。現に第八十

七回帝國議會に於て戰時緊急措置法が通過し「税制の適正化」が行はれんとしてゐる。即ち所得税其他各税の徴税の簡素化をはかると共に、配當利子特別税、有價證券移轉税、建築税、電氣瓦斯税、印紙税、廣告税、馬券税の徴税が停止せられんとしてゐる。他方、歳出方面には戰時災害に關連し各種の経費が支出せられ、其の或るものは生産的支出に屬してゐるが其の大部分は消費的支出の性質を有してゐる。戰時災害關係の経費の支出が物價に及ぼす影響を特に慎重に考へる必要がある。昭和二十年度豫算を實行するに當り租稅收入の減少と経費の膨脹とが必然的に起るものとすれば、豫算面に現はれてゐる以上に公債收入の方面に重點が置かれることとなり、物價對策はいよいよ重要となる。

大東亞戰爭下の國家財政も昭和十九年度豫算に至る過去八年間は支那事變勃發以來の軌道を可なり忠實に歩んであつた。しかし昭和二十年度財政については豫算が定めた軌道を嚴守するを許されず之が運営に當り充分の含みをもたせる必要がある。特に重要なのは戰時災害に對し支出せる経費が物價面に如何に影響するか。又物價騰貴が昭和二十年度豫算の實行に逆に如何に影響するかの問題である。要するに支那事變が始まつてから過去八年間の大東亞戰爭下の財政は昭和十九年度豫算を轉機として新しき構想により出發すべきである。

財政上の新構想とは何ぞや。例を租稅にとる。大東亞戰爭下の租稅政策は昭和十五年に行はれた「中央地方に通ずる税制の根本的改正」の軌道の上を歩み昭和十九年度に及んだのであつた。しかし昭和二十年度に入るや租稅客體(課稅物件)、租稅主體(納稅者と擔稅者)、徵稅機關(稅務關係の官公署、官公吏)が可なりの變化を受け、租稅政策も從來とは違つた軌道を走らねばならなくなつたのである。少くとも昭和十五年の改正になる税制の軌道そのまゝでは役に立たなくなつた。我國の租稅制度は所得稅を中心とする收得稅の上に建つてゐるのであるから、

新しい軌道と云つても専ら收得税の方面から考へられるのである。所得税の中では綜合所得税が其の機能を減じて來たから租税收入の重要部分は専ら分類所得税の増率に之を仰ぐべきである。茲に分類所得税と法人税と營業税とを併せ考へ收得税體系の全體の整備が問題となる。次に各税の賦課徴收の方法であるが情勢の變化が著しく物價が騰貴の勢を示してゐる今日に於ては時の要素に充分の考慮を拂ふ必要がある。過去の實績に基き一年遅れに課税する賦課課税の方法は何としても時代遅れである。その代りに今日の所得に對して今日天引して課税する所の源泉課税の方法を大幅に採用する必要がある。更に將來に徴收すべき租税を前以て支拂はしめる方法をも考ふべきである。戰時緊急措置法の「税制の適正化」の内容をどの程度まで擴張すべきかについては政治的の考慮が必要であるが、財政の新事態に即應するためには大幅の改正を速かに實行にうつす必要がある。現實を遊離した税法を一日でも永く墨守するのは財政を決戦より取残す結果となる。要するに、大東亞戰爭下の財政は昭和十九年度を境目として相當角度の急轉回をはかることとならう。そして戰時緊急措置法が其の役目をはたすのである。

廣瀨大藏大臣は、我國現時の物價騰貴が第一次世界大戰後の獨逸の物價と同じ足取りを歩まんとしてゐることを指摘してゐる。臨時軍事費特別會計を中心とする財政の膨脹が物價の騰貴を促し、物價の騰貴が逆に財政の膨脹を促すと云ふのである。通貨膨脹と物價騰貴との循環環は嚴に之を警しめねばならぬ。そして本問題を解決するには、國民經濟の實相を充分に把握し其の基盤の上に昭和二十年度豫算を實行せねばならぬ。